

## 平成20年以降実施している又は実施しようとする具体的施策

### 資料3

自殺総合対策大綱の項目	具体的施策
1. 自殺の実態を明らかにする	
(2) 情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁及び厚生労働省の自殺統計に係るデータを自殺予防総合対策センターにおいて、分析し結果を地方公共団体等で活用できるよう提供する。＜警察庁、厚生労働省、厚生労働省（自殺予防総合対策センター）＞</li> <li>・法医学・公衆衛生・精神保健の協働により、既存資料を自殺の実態把握に活用する方策を検討する。＜厚生労働省（自殺予防総合対策センター）＞</li> </ul>
(6) 既存資料の利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺統計原票の調査項目として、市区町村（自殺者の生前の居住地、自殺者の発見地）の追加を検討する。＜警察庁＞</li> </ul>
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す	
(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間の目的に、自殺者の親族等に対する支援の必要性の理解促進を追加する。＜内閣府＞</li> </ul>
(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命を尊重する心をはぐくむ観点からの優れた道徳教育の取組を普及する。＜文部科学省＞</li> <li>・児童生徒の自殺予防及び学校で自殺が発生した際の対応等について、教職員向けのマニュアルの作成を加速する。＜文部科学省＞</li> <li>・各教科等における情報モラルの具体的な指導にあたって教員の参考となる情報教育に関する手引きを作成する。＜文部科学省＞</li> <li>・子ども達に情報モラルの大切さを理解させるフォーラムの開催等を行う。＜文部科学省＞</li> <li>・新学習指導要領の円滑な実施に向けて、各教科等における情報モラルの具体的な指導にあたって教員の参考となる情報教育に関する手引きを作成する。＜文部科学省＞</li> </ul>

自殺総合対策大綱の項目	具体的施策
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する	
4. 心の健康づくりを進める	
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	<p>業務上の精神障害の災害事案の収集と分析を行う。  ・精神障害等による労働災害防止のための調査研究の実施  &lt;厚生労働省&gt;</p> <p>労働者の家族を含めたメンタルヘルス対策を推進する。  ・全国の地域産業保健センターにおいてメンタルヘルスに関する健康相談の実施  ・一部の地域産業保健センターにおいて「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」(セミナーの開催、個別相談会の実施)の実施  ・健康診断実施時等に使用できるメンタルヘルスケアの資料の作成  &lt;厚生労働省&gt;</p> <p>職場においてメンタルヘルス対策を推進する者等の選任・育成の促進を図る。  ・産業医等に対するメンタルヘルス対策に関する研修の実施  ・メンタルヘルス予防・職場復帰支援等までを行うことのできる産業医養成のための教育研修の実施  ・精神科医に対する研修の実施  ・産業保健スタッフ等に対する研修の実施  ・事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任の啓発指導、同テキストの公表  ・事業場内のメンタルヘルス教育の促進  ・自殺予防対策についての冊子を活用した自殺予防対策の促進(全国で自殺予防セミナーの開催)  &lt;厚生労働省&gt;</p> <p>職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況の把握及びそれを踏まえた対策を推進する。  ・労働者健康状況調査等による心の健康対策の実施状況等の把握  ・自殺予防対策についての冊子の作成  ・メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場への専門家派遣  ・一定の要件を満たした相談機関の登録・公表  ・予防から復職まで事業者等からの相談への総合窓口的対応  ・メンタルヘルス対策に係るポータルサイトの開設  ・過重労働対策の推進  ・地域産業保健センターにおける小規模事業場の長時間労働者に対する医師による面接指導の実施  &lt;厚生労働省&gt;</p>

自殺総合対策大綱の項目	具体的施策
	<p>派遣労働者等のメンタルヘルス対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度厚生労働省科学研究費で派遣労働者のメンタルヘルスについて実態調査の実施</li> <li>・派遣労働者向けの健康診断実施時等に使用できるメンタルヘルスケアの資料の作成</li> <li>・派遣元事業者及び派遣先事業者に向けた指導用資料の作成</li> <li>・派遣元事業者に対する講習の開催</li> </ul> <p>&lt;厚生労働省&gt;</p> <p>職場のメンタルヘルス対策の推進について企業のトップへのアプローチを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に向けた指導用資料の作成</li> <li>・メンタルヘルス対策の周知啓発(シンポジウムの開催)</li> </ul> <p>&lt;厚生労働省&gt;</p> <p>「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の周知、産業医と精神科主治医や地域保健との連携促進等により、職場復帰支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」及び事例集の作成</li> <li>・事業者、産業医等に対する円滑な職場復帰支援に資する助言等の実施</li> </ul> <p>&lt;厚生労働省&gt;</p> <p>地域における労働者のメンタルヘルス対策推進の拠点を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域職域連携推進協議会の活用</li> <li>・地域産業保健センターにおける「精神科医に対する研修」を受講した精神科医の名簿の整備及び活用</li> <li>・メンタルヘルス事例検討・交流会の開催等による事業者、相談機関、医療機関等とのネットワーク化</li> </ul> <p>&lt;厚生労働省&gt;</p> <p>メンタルヘルス相談機関等事業場外資源の活用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の要件を満たした相談機関の登録・公表</li> <li>・予防から復職まで事業者等からの相談への総合窓口的対応等</li> </ul> <p>&lt;厚生労働省&gt;</p>

自殺総合対策大綱の項目	具体的施策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国を代表する企業の取組状況や成果を広く周知する「仕事と生活の調和推進プロジェクト」を展開する。＜厚生労働省＞</li> <li>・各都道府県において、仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成を促進するための「仕事と生活の調和推進会議」の開催等を行う。＜厚生労働省＞</li> </ul>
<p>(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における自殺対策の企画立案機能の強化に資するよう、自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施する。＜厚生労働省＞</li> <li>・「こころの健康科学事業」の中で「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に至る研究」を実施しリワークプログラムの開発を実施する。＜厚生労働省＞</li> <li>・障害者保健福祉推進事業において「うつ病者に対するリハビリテーションシステム構築のための調査研究」を実施する。＜厚生労働省＞</li> <li>・精神保健福祉センターにおいて復職相談を実施する。＜厚生労働省＞</li> </ul>
<p><b>5. 適切な精神科医療を受けられるようにする</b></p>	
<p>( ) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進</p> <p>「うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進」について、大綱の項目を追加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ病以外の精神疾患等による自殺ハイリスク者への対応に関する調査研究を推進する。＜厚生労働省＞</li> <li>・自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため入院中及び退院後の心理的ケアを中心に、医師、看護師、保健師を中心に自殺未遂者ケア対策研修を実施する予定。＜厚生労働省＞</li> <li>・「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえ自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成する。＜厚生労働省＞</li> </ul>

自殺総合対策大綱の項目	具体的施策
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ	
(1) 地域における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉センターの相談体制の充実を図る。＜厚生労働省＞</li> <li>・心の健康電話相談等の公的電話相談事業について全国共通の電話番号を設定する番号統一化事業を推進する。＜内閣府＞</li> </ul>
(6) 危険な場所、薬品等の規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の手段として硫化水素の発生に用いられている薬品等についての販売事業者に対する協力依頼を当分の間継続する。＜厚生労働省、経済産業省、農林水産省＞</li> <li>・不適切な方法により危険な物質を発生させる同種事案が発生した場合は、販売事業者に対して速やかに注意喚起等を行う。＜厚生労働省、経済産業省＞</li> </ul>
(7) インターネット上の自殺予告事案への対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防サイトの優先表示等検索サイト管理者の自主的な取組を支援する。＜内閣府、厚生労働省（自殺予防総合対策センター）、経済産業省＞</li> <li>・プロバイダ等の自主的な取組を促すとともに、検索サイト管理者に研究情報の提供や意見交換を実施する。＜厚生労働省（自殺予防総合対策センター）＞</li> </ul>
<p>(○) インターネット上の自殺関連情報対策の推進</p> <p>「インターネット上の自殺関連情報対策の推進」について、大綱の項目を追加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット・ホットラインセンターにおいて、硫化水素ガス等第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報については、傷害等の違法行為を誘引する情報として、プロバイダ等が契約約款に基づき、削除するよう依頼することを支援する。＜内閣府、警察庁、総務省＞</li> <li>・「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」に、有害情報（公序良俗に反する情報）として、自殺実行者以外の第三者に危害を及ぼすおそれのある自殺方法に関する情報等への対応の在り方を明確化すること等について支援する。＜総務省＞</li> <li>・インターネット上の違法・有害情報の検出を行うための技術開発を推進するとともに、その普及を図る。＜総務省、経済産業省＞</li> <li>・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図る。＜内閣府、総務省、経済産業省＞</li> <li>・同法に基づきインターネットの適切な利用に関する教育の推進及び啓発活動の推進等に必要な施策を講じる。＜文部科学省＞</li> </ul>

自殺総合対策大綱の項目	具体的施策
(9)いじめを苦しめた子どもの自殺の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーの活用を図る。＜文部科学省＞</li> <li>・「子どもの人権SOSミニレター」の配布、専用相談電話「子どもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」の運用を通じて、いじめ等の悩みごとを持つ子どもが相談しやすい体制を充実させる。＜法務省＞</li> </ul>
(10)報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等からの周知を促進する。＜内閣府＞</li> <li>・自殺予防総合対策センターにてメディアカンファレンスを開催し、マスメディアと研究者等の間で相互学習と交流を実施する。＜厚生労働省(自殺予防総合対策センター)＞</li> </ul>
<b>7. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ</b>	
(1)救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため入院中及び退院後の心理的ケアを中心に、医師、看護師、保健師を中心に自殺未遂者ケア対策研修を実施する予定。＜厚生労働省＞(再掲)</li> <li>・「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえ自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成する。＜厚生労働省＞(再掲)</li> </ul>
<b>8. 遺された人の苦痛を和らげる</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の集いの開催を支援するため、地方公共団体に対し、公的施設が利用可能となるよう働きかけを行う。＜内閣府＞</li> </ul>

自殺総合対策大綱の項目	具 体 的 施 策
9 . 民間団体との連携を強化する	
( 2 ) 地域における連携体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体、自殺対策等に取り組んでいる民間団体との連携により、地域におけるネットワークを構築するための自殺対策従事者によるワークショップを開催する。 &lt; 内閣府 &gt;</li> <li>・ 先駆的な自殺防止等に関する活動を行う民間団体に対する財政支援を行う。 &lt; 厚生労働省 &gt;</li> </ul>
<b>第 6 推進体制等</b>	
<b>1 . 国における推進体制</b>	
1 について、一部、大綱に記述を追加する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特異な事案について、監察医務院、法医学関係者からの内閣府への通報を要請する。 &lt; 内閣府 &gt;</li> <li>・ インターネット・ホットラインセンターに寄せられる自殺に関連する情報の提供を受け、分析する。 &lt; 内閣府 &gt;</li> <li>・ 特異事案の発生に際して、局長級の関係府省緊急連絡会議を設置し、機動的に開催する。 &lt; 内閣府 &gt;</li> <li>・ 自殺対策において先進的な取り組みを行う自治体を支援する地域自殺対策推進事業を実施するとともに、先進事例の具体的かつ効果的な取組を全国に普及させる。 &lt; 内閣府、厚生労働省 &gt;</li> </ul>
<b>2 . 地域における連携・協力の確保</b>	
2 について、一部、大綱に記述を追加する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村における自殺対策担当部署の設定を働きかけるとともに、自殺対策の取組を促進させるためのマニュアルを作成する。 &lt; 内閣府 &gt;</li> <li>・ 自殺実行者以外の第三者に被害の及ぶおそれのある自殺方法について、その危険性、対応方法について、警察職員、消防職員だけでなく、一般住民にも周知を図る。 &lt; 内閣府、警察庁、総務省 &gt;</li> </ul>